



# 鳥取県公報

平成 30 年 11 月 2 日 (金)  
第 9 0 5 0 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥獣捕獲等事業の認定の有効期間の更新 (616) (緑豊かな自然課) . . . . . 2
	公の施設の指定管理者の指定 (617) (生産振興課) . . . . . 2
	公の施設の指定管理者の指定 (618) (林政企画課) . . . . . 2
	地域森林計画の決定予定 (619) (〃) . . . . . 2
	地域森林計画の変更予定 (2 件) (620・621) (〃) . . . . . 3
	公の施設の指定管理者の指定 (622) (水産課) . . . . . 3
	清算法人西郷中央土地改良区の清算人の退任 (623) (東部農林事務所) . . . . . 4
	県営土地改良事業の工事の完了 (624) (〃) . . . . . 4
	県道の区域の変更 (625) (道路企画課) . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第616号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第18条の8第2項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者の認定の有効期間を更新したので、同条第6項において準用する同法第18条の5第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	住所	代表者の氏名	認定の有効期間
一般社団法人鳥取県猟友会	鳥取市湖山町西二丁目413	柴垣 信司	平成33年10月28日まで

## 鳥取県告示第617号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市相生町四丁目411	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで

## 鳥取県告示第618号

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
鳥取県立二十一世紀の森	とつとりの森を守り木を活かす会 代表者 鳥取県木材協同組合連合会 代表理事 清水 秀満 鳥取市叶122 公益財団法人鳥取県林業担い手育成財団 代表理事 前田 幸己 鳥取市湖山町西二丁目413	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
鳥取県立とつとり出合いの森	株式会社谷尾樹楽園 代表取締役 谷尾 壽嗣 鳥取市杉崎字大政470-1	〃

## 鳥取県告示第619号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
天神川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成30年11月2日から同年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び中部総合事務所農林局林業振興課  
(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

**鳥取県告示第620号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成30年11月2日から同年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課及び東部農林事務所八頭事務所農林業振興課  
(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

**鳥取県告示第621号**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成30年11月2日から同年12月1日まで
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課、西部総合事務所農林局農林業振興課及び西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課  
(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

**鳥取県告示第622号**

公の施設の指定管理者を指定したので、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年鳥取県規則第91号）第2条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

管理を行わせようとする公の施設の名称	指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	指定の期間
--------------------	-------------------------------	-------

鳥取県立とっとり賀露かっこ館	一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則 鳥取市相生町四丁目411	平成31年4月1日から 平成36年3月31日まで
----------------	---	-----------------------------

**鳥取県告示第623号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人西郷中央土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成30年11月2日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した清算人の氏名及び住所

谷 口 愛一郎 鳥取市河原町小畑159  
 坂 本 柳 造 鳥取市河原町牛戸171  
 谷 口 和 正 鳥取市河原町天神原532  
 田 中 俊 一 鳥取市河原町中井171  
 右 近 清 美 鳥取市河原町本鹿287  
 露 木 稔 鳥取市河原町湯谷154  
 田 淵 幹 男 鳥取市河原町本鹿76

平成30年10月10日退任

**鳥取県告示第624号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

平成30年11月2日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営特定農業用管水路等特別対策事業 福部地区 農業用排水	平成30年9月28日

**鳥取県告示第625号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年11月2日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成30年11月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
郡家鹿野気 高線	鳥取市鹿野町岡木字畑ヶ田274-3地先から同字285-6地先まで	変更前	14.1~22.1	151.0
		変更後	33.3~88.3	151.0